

令和2年7月15日

新型コロナウイルス対策等に関する要望事項

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

① 首都圏が感染拡大傾向にあることから、感染拡大防止にさらに万全を期すること。また、感染拡大防止に向けた政府の考え方（検査・医療体制、対応を求める際の客観的基準を含む）を早急かつ明確に示すこと。

- 各都道府県において、地域の感染状況に応じ、リスク評価を行いながら、施策等の取組を検討していくことは重要であり、その趣旨は基本的対処方針や専門家会議提言においても示されております。
- 例えば、東京都では、週1回程度、専門家がデータ分析を行い、それを踏まえモニタリング会議において、現状を評価し、東京都としての対応を決定することとしており、都はモニタリングを踏まえ、「都民に対する不要不急の外出自粛の協力」などの対応を決定することとなります。
- 現在、高い緊張感を持って警戒すべき状況となっており、各都道府県と引き続き連携を密にしつつ、新設された新型コロナウイルス感染症対策分科会を通じ、専門家のご意見を伺いながら、国として対応してまいりたいと考えております。

新型コロナウイルス対策等に関する要望事項について

令和2年7月15日
厚生労働省

【本日特に協議を求める件】

- ① 首都圏が感染拡大傾向にあることから、感染拡大防止にさらに万全を期すること。また、感染拡大防止に向けた政府の考え方（検疫・医療体制、対応を求める際の客観的基準を含む）を早急かつ明確に示すこと。

- 東京都を中心に一定の感染が継続して確認されているが、クラブなど接待を伴う飲食店の協力を得つつ濃厚接触者などに積極的に検査を受けて頂いた結果が含まれており、また39歳以下の若い方が約8割を占めていると承知しています。
- また、医療提供体制については、入院患者数は増加傾向にあるものの、重症者は少数であるなど逼迫している状況にはないと認識しています。
- 厚生労働省としては、検査体制、医療提供体制、保健所の体制を一体的に整備していくことが重要と考えており、
 - ・ 自治体に対し、検査需要の見通しを作成いただき、相談から検体採取、検査分析までの一連の検査プロセスを点検して、必要な対策を講じていただくよう要請するとともに、
 - ・ 医療提供体制整備や保健所の即応体制の整備の考え方等を都道府県に対してお示したところであり、これらの取組を総合して推進し、新型コロナウイルス感染症対策に万全を期してまいります。

【文科省】本日特に協議を求める件①

① 感染拡大防止に向けた政府の考え方（検査・医療体制、対応を求める際の客観的基準を含む）を早急かつ明確に示すこと。

(答)

- 学校においては、「新しい生活様式」への円滑な移行と児童生徒等及び教職員の行動変容の徹底を図ることによって、感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減しつつ、教育活動を継続し、子供の健やかな学びを保障していくことが必要であると考えます。
- 令和2年5月22日に公表した「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」においては、5月14日の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の提言で示された地域区分を学校の生活圏に当てはめた場合の行動基準を示しており、これを参考に、具体的な活動場面ごとにきめ細やかな感染症対策を行っていただきたいと考えているところです。
- また、学校の臨時休業については、児童生徒等及び教職員等の生活園におけるまん延状況により判断することが重要です。地域の感染レベル3の地域では、地域や生活圏の感染状況を踏まえた臨時休業を行うことや、分散登校等を行うことが考えられますが、レベル1及びレベル2の地域においては、基本的には、地域一律の臨時休業を行う必要性は低いと考えられます。

学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル

1. 学校における新型コロナウイルス感染症対策の考え方

○本マニュアルで示す行動基準を参考としつつ、「新しい生活様式」への円滑な移行と児童生徒等及び教職員の行動変容の徹底を図ることによって、感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減しつつ、教育活動を継続し、子供の健やかな学びを保障していくことが必要。

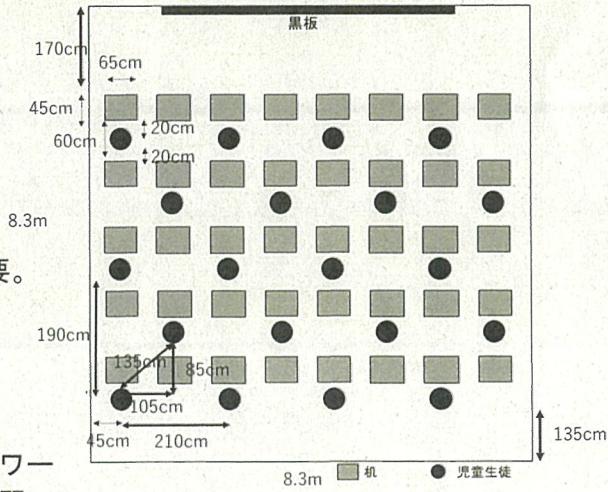
「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準

地域の感染レベル	身体的距離の確保	感染リスクの高い 教科活動	部活動
			(自由意思の活動)
レベル3	できるだけ2m程度 (最低1m)	行わない	個人や少人数でのリスクの低い活動で短時間での活動に限定
レベル2	できるだけ2m程度 (最低1m)	リスクの低い活動から徐々に実施	リスクの低い活動から徐々に実施し、教師等が活動状況の確認を徹底
レベル1	1mを目安に学級内で最大限の間隔を取ること	適切な感染症対策を行った上で実施	十分な感染症対策を行った上で実施

*どの感染レベルに該当するかは、児童生徒等及び教職員の生活圏におけるまん延状況に基づき、5月14日の専門家会議提言で示された地域区分(①特定(警戒)都道府県、②感染拡大注意都道府県、③感染観察都道府県)を踏まえ判断。

2. 学校における基本的な新型コロナウイルス感染症対策

- ・基本的な感染症対策の徹底及び集団感染リスクへの対応を実施(「3つの密」を徹底的に避ける)。
- ・レベル2・3地域(1クラス20人程度)の場合、教室での座席設置については右図のイメージ。この場合、異なる教室や時間で指導を行う等の対応が必要。



3. 具体的な活動場面ごとの感染症予防対策

(1) 各教科等について

児童生徒が長時間近距離で対面形式となる「グループワーク」、室内での近距離での「合唱」、近距離での「調理実習」。

「密集する運動」など「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」は、レベル3の地域では行わない。レベル2の地域ではリスクの低い活動から徐々に実施することを検討。レベル1では、換気、身体的距離の確保や手洗いなどの感染症対策を行った上で実施。

(2) 部活動

レベル3の地域ではなるべく個人での活動とし、少人数で実施する場合は十分な距離を空けて活動。密集する運動や近距離で接触する活動は行わない。レベル2ではリスクの低い活動から徐々に実施することを検討。レベル1では可能な限り感染症対策を行った上で実施。

(3) 学校給食

感染リスクに配慮しつつ、例えば、レベル3の地域では、配膳の過程を省略できる品数の少ない献立の提供等の工夫を講じて実施。

(4) 図書館

図書館利用前後の手洗いを徹底し、図書館内で密集が生じないよう配慮した上で貸出機能を維持。

(5) 登下校

登下校時間帯の分散等を行うことや、集団登下校を行ったり、スクールバスを使用したりする場合に「3つの密」を避けるための工夫や指導を実施。夏期の気温・湿度が高い中でマスクを着用することによる熱中症のリスクから、人と十分な距離を確保できる場合、マスクを外すよう指導。

感染者が判明した学校の臨時休業の考え方

児童生徒等又は教職員の感染が判明した場合

保健所が濃厚接触者等を特定するまでの間、学校の全部又は一部の臨時休業

設置者は、保健所の調査や学校医の助言等により、感染者の学校内での活動の状況や地域の感染拡大の状況を踏まえ、学校内で感染が広がっている可能性について検討。

一般には次の事項を考慮して検討。

- ・学校内における活動の態様　・接觸者の多寡
- ・地域における感染拡大の状況　・感染経路の明否

感染した児童生徒等や濃厚接觸者の出席停止

<児童生徒等>

- ・感染者や濃厚接觸者は、学校保健安全法第19条に基づく出席停止とする

<教職員>

- ・感染者や濃厚接觸者である場合には、出勤させない扱いとする

感染者がいない学校も含めた、地域一斉の臨時休業の考え方

レベル1・2の地域

レベル3の地域

生活圏内の状況が「特定（警戒）都道府県」に相当する感染状況である地域

右の要請がない場合でも

地方自治体の首長がアラートを発し、地域内の社会経済活動の一時自粛を要請した場合

生活圏（主に児童生徒等の通学園や発達段階に応じた日常的な行動範囲とし、加えて、地域の実情に応じて保護者の通勤圏や教職員の在住地の状況も考慮する）におけるまん延状況を踏まえ、臨時休業の要否を判断

臨時休業の必要性は低い

分散登校等の実施

全面的な臨時休業の実施
※分散登校（任意）等により登校の機会を設ける工夫を行うことが期待される。